

全建事発第 072 号  
令和 5 年 10 月 2 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
会長 奥村 太加典  
〔公印省略〕

「契約の保証及び前払金保証の電子化等による公共工事の入札及び  
契約の I T 化の推進について」の一部改正について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、公共工事の入札及び契約の I T 化に関しては、別紙 2 「契約の保証及  
び前払金保証の電子化等による公共工事の入札及び契約の I T 化の推進につい  
て」（令和 4 年 6 月 1 4 日付け事務連絡。以下「令和 4 年事務連絡」という。）  
により、国土交通省における保証証書等の電子化などの取組も参考に、その推  
進に取り組むよう依頼されているところです。令和 4 年事務連絡においては、  
国土交通省直轄工事及び建設コンサルタント業務等において、契約の保証に際  
し保険会社から発行される保険証券等について、電子証書等閲覧サービス導入  
までの暫定的な措置として電子メールによる取扱い（以下「当該取扱い」とい  
う。）を、「令和 5 年 9 月 3 0 日」まで認めることとしていることを周知してい  
ました。一方、今般、一般社団法人日本損害保険協会から、電子証書等閲覧サ  
ービス導入の遅れによる当該取扱いの実施期間延長の要請があったことを受け、  
当該取扱いの実施期間については、別紙 3 のとおり「令和 7 年 6 月 3 0 日」ま  
でに変更することとなり、令和 4 年事務連絡についても同様に改正を行う旨、  
国土交通省より別紙 1 のとおり通知がございました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮でございますが、本件について、貴会  
会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 別紙 1 国土交通省周知依頼文
- 別紙 2 （建設業者団体宛）契約の保証及び前払金保証の電子化等による公  
共工事の入札及び契約の I T 化の推進について
- 別紙 3 直轄工事及び建設コンサルタント業務等における契約の保証の暫定  
的な取扱いについて（実施期間の延長）

以 上

（事業部：山中）